

□ 法定表示事項 (案)

区分	該当法令	表示事項
発行者の必須表示事項	法第13条1項1号	氏名、商号又は名称
	法第13条1項2号	前払式支払手段の支払可能金額
	法第13条1項3号	物品の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品の給付若しくは役務の提供を請求することができる期間又は期限が設けられているときは、当該期間又は期限
協会に委託できる表示事項	法第13条1項4号	発行者及び利用に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先
	法第13条1項5号	その他内閣府令で定める事項
	内閣府令第21条2項1号	前払式支払手段を利用することができる施設又は場所の範囲
	" 2号	前払式支払手段の利用上の必要な注意
	" 3号	電磁的方法により金額又は物品若しくは役務の数量を記録している前払式支払手段にあつては、その未使用残高又は当該未使用残高を知ることができる方法
	" 4号	前払式支払手段の利用に係る約款若しくは説明書又はこれらに類する書面が存する場合には、当該約款等の存する旨

* 現在、「資金決済に関する法律」に係るパブリックコメントの募集が行われておりますので、上記内容は確定ではありません。